

◎新潟県告示第818号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第3項の規定により、次のとおり内共第12号第五種共同漁業権遊漁規則の変更認可をする。

平成27年5月29日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 漁業権者の名称及び住所
五十嵐川漁業協同組合
三条市高岡651番地
- 2 漁業権の免許番号
内共第12号
- 3 変更の内容

変更後	変更前
<p>第1条 ～第4条 (略)</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる区域内においては、年間を通じ遊漁を営んではならない。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p><u>(9) 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</u></p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p><u>(釣堀的漁場)</u></p> <p>第10条 <u>新潟県釣堀的漁場（内水面）開設要領に基づき釣堀的漁場を次のとおり開設する。</u></p> <p>(1) <u>名称 吉ヶ平フィッシングパーク</u></p> <p>(2) <u>区域 三条市吉ヶ平地内の守門川第1号堰堤から守門川第7号堰堤までの守門川及び県道183号線の堰江橋上流端より上流30mの魚止の滝から守門川との合流点までのアバラシ沢の区域</u></p> <p>(3) <u>期間 平成27年6月1日から平成27年9月31日まで</u></p> <p>(4) <u>濃密放流する魚種 イワナ・ヤマメ</u></p> <p>(5) <u>漁具・漁法 ルアー・フライ・テンカラ</u></p> <p>(6) <u>料金 1日 2,000円</u></p> <p>2 <u>前項に基づき、採捕した魚は所持又は販売をしてはならず、その場で再放流しなければならない。(キャッチアンドリリース)</u></p>	<p>第1条 ～第4条 (略)</p> <p>(禁止区域)</p> <p>第5条 第4条第1項の規定にかかわらず、次に掲げる区域内においては、年間を通じ遊漁を営んではならない。</p> <p>(1) ～(8) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>第6条～第9条 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

(雜則) 第11条 (略)	(雜則) 第10条 (略)
------------------	------------------